

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂について

1. 趣旨

「品川区いじめ防止対策推進条例」の趣旨およびこれまで学校・教育委員会が推進してきたいじめへの取り組み等を踏まえつつ、教育委員会等との連携協力の下、区として総合的かつ効果的ないじめ対策を推進していく。

2. 概要

(1) いじめ相談の勧奨

児童等がいじめを発見した場合に限らず、自身がいじめを受けたと思われるときも、保護者・学校、区などに相談するよう努める旨追加。

(2) 「品川区いじめ対策協議会」の設置

教育委員会との連携・協力体制の強化を図り、いじめを迅速かつ適切に対処することができるよう「品川区いじめ対策協議会（月1回開催）」を設置。

(3) 区長部局によるいじめ防止等の取組みについても記載

① いじめの早期発見

児童等、保護者等が安心していじめに関する相談等ができるよう、心理、福祉等に関する専門的知識・経験を有する職員による相談体制の構築ほか、ポータルサイト、電話、手紙など多様な相談窓口を設け相談等しやすい環境の整備。

② いじめの早期対応

ア 相談等があったときは、原則、翌授業日までに相談者に対してその事実関係等を聞き取った上、教育委員会および学校へ共有。

イ 調査にあたり、教育委員会等に対する必要な資料の提出または説明を求める。

ウ 事案に応じて教育委員会、学校その他関係機関による「ケース会議」を開催し、組織的対応方針を協議・決定。

エ 学校等が法に基づく適切な措置を講じていないときは、教育委員会に対し必要な措置を講ずるよう勧告できる。

③ いじめの解消

いじめ行為が止み、被害児童等が心身の苦痛を感じていないことの確認後、少なくとも3カ月の見守り期間を経て、いじめ解消とする。

(4) 基本方針の策定者に「品川区および区教育委員会」と連名表記

区長部局および学校・教育委員会が一体となって、いじめの防止等の対策に取り組んでいくことに伴う規定整備。

3. 内容

別紙「品川区いじめ防止対策推進基本方針」のとおり

4. 改訂日

令和6年5月1日